

平成30年宇治田原町議会運営委員会

平成30年9月27日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 平成30年第3回(9月)定例会について  
①議事日程(第5号)について
- 日程第2 平成30年第4回(12月)定例会日程(予定)について
- 日程第3 その他

1. 出席委員

委員長	1番	谷口重和	委員
副委員長	3番	垣内秋弘	委員
	2番	松本健治	委員
	10番	今西久美子	委員
	11番	谷口 整	委員
	12番	田中 修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下康之君
総務部長	奥谷 明君
企画財政課長	矢野里志君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	太田智子君

開 会 午前10時00分

○委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

本日は議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

本日の委員会は、平成30年第3回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程により、ご協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（山下康之） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。谷口重和委員長、また垣内秋弘副委員長様には大変お世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいというふうに思います。

まず、9月定例会におきましては、9月3日に開会をいただきまして、今日までいろんな運営等々につきまして大変お世話になったことを厚くお礼を申し上げたいというふうに思います。

特に、中には専決事案につきまして、大変不手際の中で、議員各位には色々ご指導なり、またご協力のほういただきまして、可決のほういただきまして、今後こういった専決事案につきましては、もっと早く議員各位にそれぞれご相談を申し上げる中で、スムーズに進められるように強く感じておりますので、まずもって、その件につきましては心からお詫びを申し上げたいと思います。大変、この件につきましては申し訳ございませんでした。

そうした中、明日閉会の予定をいただくということになっているところではございますけれども、この間、特に高尾地域の、7月の豪雨によりまして非常に崩落で区民の皆さんには大変ご迷惑等かける中、議会のほうからもいろんな角度からご指示等々いただく中で、今日まで続けてきているところでございますけれども、それぞれ地元住民の皆さんのお声を聞くためにも、高尾のほうにたびたびに上がっておりますけれども、夕べ、第3回目の区民の皆さんを対象にした説明会を開催させていただきまして、ここにご出席いただいております松本委員にもご出席をいただいたところで、大変ありがとうございました。

そういった中で、今日まで申し上げてきた9月中には何とかしたいということで進めてまいっているところでございますけれども、9月4日の台風の二次被害によって停電等々、また工事事業が若干遅れたというようなことも踏まえまして、昨日、区民の皆さん

んにその意味のお願いとお詫びとご協力を申し上げたところでございますけれども、大変厳しいお声を区民の方からもお聞きしている中で、何とかご理解をいただきたいということできたところでございますけれども、実際、1週間ほどはかなり遅れておりますので、一応9月末を目処にというようにまいっておりますけれども、9月中を目処にしたところを10月6日ごろというふうにお問い合わせしてきたところなんですけれども、台風24号がまた日本に上陸するというような情報を聞いておりまして、30日、1日、2日ぐらいが非常に急接近で心配なときを迎えておるので、それによりまして、また工事のほうが遅れる可能性もあるということで、この辺についてもご理解を求めてきたというふうなところでございます。鋭意努力をしているところでございますので、1日も早く、通常的生活に戻っていただけるように努力しているところでございますので、また委員各位におかれましても、いろんなご指導をいただく中で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

また、一応9月の行事につきましては、色々台風等々ありましたけれども、小学校の運動会、また中学校の運動会にも色々ご出席をいただきまして、無事終わっているところでございますけれども、まだまだこれから秋の諸事業がありますけれども、そういった気象情報にも十分注意しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願ひしていききたいというふうに思います。

また、いろんな案件につきましては、また色々と事前に相談させていただく中で進めていききたいというふうに思っておりますので、それぞれお願ひをしていききたいというふうに思います。

また、非常に夜も温度差が厳しくなってきましたので、委員各位それぞれご健勝いただきますよう心からご祈念申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1、平成30年第3回（9月）の定例会についてを議題といたします。

議事日程（第5号）について、事務局から説明をお願いいたします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付させていただいております平成30年第3回宇治田原町議会定例会議事日程（第5号）について、ご説明をさせていただきますというふうに思います。

明日平成30年9月28日金曜日、午前10時が開議でございます。まず、日程第1から日程第3、議案第62号から第64号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、一括議題といたしまして質疑、討論を行い、先の全員協議会のほうで確認のほうかとれておりますので、一括採決を予定しております。

次に、日程第4から日程第9までの決算認定6議案につきましては、決算特別委員会に付託となっておりますので、決算特別委員会の谷口委員長より各議案についての委員長報告をしていただくこととなっております。その後、6議案につきまして、一括して委員長報告に対する質疑をしていただくこととなります。

その後、日程第4から日程第9、第55号から第60号までの決算認定について、各議案ごとに討論、採決という形になります。

日程第4の第55号、一般会計の決算認定、これにつきましては、反対討論の申し出が山本議員のほうから出ております。一方、賛成討論が浅田議員のほうから出ておりますので、討論をしていただきまして、その後、採決というふうな形となります。

次に、日程第5、国保会計の決算認定につきましては、討論の申し出ございませんので、討論なしで採決という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

次に、日程第6、後期高齢の決算認定につきましては、今西議員より反対討論の申し出がございましたので、討論の後、採決という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

次に、日程の第7から第9の介護、下水、水道の決算認定につきましては、討論の申し出ございませんので、討論なしで採決という形で進めさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、日程第10、決議第1号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)につきましては、9月3日の議員協議会においてご協議をいただいておりますように、議会運営委員会の谷口委員長より提案理由の説明を求めた後、質疑、討論、採決という運びを予定しておりますので、よろしく願いいたします。なお、決議案につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、この件に関する討論につきましては、明日、初めて議題となる関係上、討論通告書を提出していただくことができませんが、既に今西議員のほうから反対討論をする旨、お聞きしておりますので、ここで報告をさせていただきたいというふうに思います。

次に、日程第11、議員派遣につきましては、お手元に配付させていただいておりますとおり、10月15日に延期となりました市町村振興協会主催の1期目議員研修に1期

目議員の6名の議員さんと議長、そして11月2日に開催されます、同じく振興協会主催の市町村トップセミナーに議長と副議長を議員派遣するものでございまして、会議規則第129条の規定によりまして議会の議決で決定するものでございます。

そして、最後になります。日程第12、閉会中の継続調査の申し出でございますけれども、従来どおり、議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、新庁舎、新名神、そして広報と6委員会から継続調査の申し出を提出していただく予定としておりますので、日程第12に挙げさせていただいております。以上でございます。

○委員長（谷口重和） ただいま事務局から説明がありました内容について、質疑等ございましたらご発言願います。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 特にないようですので、これをご了承願ったものといたします。

以上、日程第1、第3回9月定例会については、これで終了をいたします。

日程第2、平成30年第4回（12月）の定例会日程（予定）についてを議題といたします。

先に、私のほうからご提案させていただきます。

それでは、12月定例会日程について予定を説明させていただきます。

11月28日議会運営委員会。29日一般質問受け付け、開始8時30分。30日一般質問抽選、午前9時から、締め切り17時。12月5日定例会開会、午前10時、後、全員協議会。10日再開日、一般質問、午前10時。11日再開日、一般質問予備日、一応一般質問です、10時から。12日水曜日、総務建設常任委員会、10時から。13日木曜日、文教厚生常任委員会、10時から。14日予算特別委員会、10時。18日火曜日、議会運営委員会、10時。19日再開日、閉会予定午前10時、後、全員協議会。解散、閉会后、広報委員会が予定しておられます。以上でございます。

ただいま提案しました日程について、質疑等ございましたらご発言願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 特にないようですので、これをご了承願、12月の議会運営委員会で正式決定していきたいと思っております。

日程第3、その他。この際、何かございましたらご発言を願います。谷口委員。

○委員（谷口 整） 今回の決算の総括質疑のあり方について、ちょっと2点ほど気になる点があったんで発言をさせてもらいたいと思っております。

まず1つは、総括質疑は通告制になっておりますので、一般質問と同じくすり合わせ、担当課とやっておられるんですけども、そのすり合わせの仕方が、ちょっと町当局にとっては非常に厳しい、タイトな結果になってしまったという事例があったというふう聞いております。

といいますのは、21日の金曜日が決算の現地審査で、現地審査終了時点で総括の質疑のある者の申し出の期限やったと思うんで、金曜日の午後、半日しかすり合わせの時間がないんですね。それで、土、日、月・祝日なり含めて休日が絡んだ関係で、確かにタイトなスケジュールではありましたけれども、そこは場合によったら休みの日、時間外も含めてすり合わせをしてもらっていたんですけども、どうもある議員は25日の総括の当日の朝に、すり合わせができていた部分を変更したいという内容のメールがあって、それで当日の朝8時半から職員さんがばたばたと変更して10時の総括に臨んだと。これは、ちょっとやり方とすれば、一般常識の範囲内で考えれば、ちょっとそこはもう少し配慮があっても良かったのかなというふうに思うんですけども、まず、たまたま今、その担当課の財政の課長がおられますので、このやりとりの時系列の経過、報告いただけませんか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今、ご質問いただきました議員さんとの時系列のやりとりでございますけれども、まず9月21日の金曜日の午前3時42分にメールが来まして、総括質疑で3問やりますということで、内容のほうをメールでいただいております。それを受けまして、21日金曜日中に3問を作成いたしまして、異常ないとの確認を終えまして、21日の5時28分に議員さんのほうにメールでお返しをさせていただいております。その際に、今、メールを送らせていただきましたということで連絡をさせていただきました。連休もあるので、その間に中身を見ておきますというお答えをいただきました。

その後、25日火曜日の総括の当日ですね。午前1時12分に議員さんから、3つの質問の部分が5つに増えていたというようなことでメールをいただいて、その後はおっしゃっていただいたように、その5つの質問に対して答弁のほう調整をさせていただいたというところがございます。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 必ずしも、通告制ですのですり合わせをきちっとせないかんというルールはありませんけれども、ただ、やはり一般質問、また決算、予算の総括について

はそれなりの重きを置く会議ですので、きちっとすり合わせをやって、やっていくというのが従前の慣行で来ているので、深夜の1時、2時にメール送っておいて、朝8時半に出勤してばたばた慌てて、3つの部分を5つに変更するとなれば、これ、非常に手間も要るわけですね。だから、ちょっとそここのところは、先ほども言いましたように、今後やはり、それは常識の範囲内ですり合わせをしていただくと。これに限らず、一般質問もしかりだと思うんですけども、その辺りはきちっと議員の中で確認をしておくべきだと、まず、私は思うんです。

ちなみに、メールで最近色々やりとりしますけれども、私もメールでやりとりしますが、当然、電話でこういうふうに変えたいと、どうやというやりとりはあるんですけども、今回、電話のやりとりはあったんですか。

○委員長（谷口重和） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） こちらのほうから答弁を送らせていただいて、その後、電話というのは一切なかった状況です。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） そういう状況の中で、ちょっとやはり答弁作る側は非常に負担を強いるような、これはやはり改めるべきだというふうに思いますし、それで、またもう一点、総括質疑についても、これは各個別にその課単位の質疑をやっていって、それで最終、町長なり副町長なりに町の考え方等を確認するのが総括質疑なんで、やはり個別の延長のような総括質疑のやり方はどうかなと。だから、結果として、これは回数の制限は委員会ですのでありませんけれども、5回という質疑になるのも内容的にいかがなものかなということも含めて、これは議員の問題として、この2点、総括質疑のあり方、はたまたすり合わせのあり方、これについてはきちっと議員の中で意思統一というんですか、それこそすり合わせではないですけども、やるべきだと思うんですけども、これはどう思われますかって、委員長に聞いたらいいんか、これ、どうなんでしょう。

○委員長（谷口重和） 私個人の考えですけども、やはり谷口委員から発言があったとおりに、やはり常識の範囲内で、それと最終的にはやっぱり電話確認をします。それで、確認したらやはり結論も出ると思うので、それぐらいとりあえずは決めておきたいと思っています。

ほかの委員さんどうですか。まず、今西委員から、どうぞ。

○委員（今西久美子） 決算、予算の総括の質疑について、事前に全てきちんとすり合わせをやっていくということには、私、なっていないという認識なんです。それは、行政

の出方次第みたいなところがあって、特に今回、私も教育委員会は最終3問目、何回かしましたけれども、1回目のすり合わせだけで、以降は一切すり合わせをしておりませんので、ちょっとそれがどうだったのかということも今、ご質問の中にはあったのかなというふうに思ったんですが、ちょっとそこは、本当にすり合わせが最後まで必要なのかどうかというのは、ちょっと疑問に思っております。

ただ、3問ですり合わせが終わっていたのに、当日の朝に5問に増えるというのは、ちょっと私は常識の範囲外であるかなというふうに思います。

○委員長（谷口重和） それを今、どうですかと。

○委員（今西久美子） それはそうやと思っています。

それと、個別審査で聞けることはやっぱり聞いておくべきだと。総括というのはその上にあるべきだというふうには思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 松本委員、どうですか。

○委員（松本健治） これも、何というんですか、内容により若干、ケース・バイ・ケースのこともあるのかなというふうに思います。ただ、今出ている内容、今回起こった事象については、基本的にはやっぱりメールの扱いについてもあまりきちっと決まったものはないんでしょうけれども、ある程度、確認の意味でやはりすべきじゃないかなと思いますので、常識的にはその夜に出して朝、対応するというのは、これはちょっといかななものかなと、私もそう思います。

○委員長（谷口重和） 副委員長、どうですか。

○副委員長（垣内秋弘） そうですね。通告を3回しておいて5回やるというのは、これはちょっと、少し常識外れているのかなという感じはします。私の場合は、一言一句、全部しゃべることを全てオープンにして渡していますから。ただ、それに対して、答弁の内容に対して、あと意見を申し上げるというのは、自分の少しアドリブを入れながらしゃべらせてもらっている部分、往々にしてありますし、それはそれでいいんでしょうけれども、ただ質問という捉え方からいきますと、一般質問、それから総括ですね。ただ、ああいった決算、予算案の関係でいきますと、多少、答えにくい部分については事前にきちっと展開しておかないかと。

私も、実は反省、そういった部分ではする部分もあります。この前の数字の話でも、多少、事前に話を通しておけばスムーズにいったのかなという、今さら反省はしていませんけれども、ただ、我々の感覚でいきますと、プロ集団に対して、プロ集団というとおかしいけれども、職員が全てそれぐらいのことは答えられるという認識のもとにはしゃ



べる部分もございますので、そういったイレギュラーな部分もあると思います。

こういうものを徹底する場合は、やはり議員協議会等々で全てがなじがらめに、この部分はここまでやというのは難しい部分はありますけれども、多少、申し合わせ事項程度にルール決めをしておいたほうがいいのかなどという感じはします。何か取りとめのない話ですけれども、以上です。

○委員長（谷口重和） 議長。

○議長（田中 修） これ、常識の範囲の問題やと思うんです。それで、大体通告制になったって締め切り日のときに一応締めて、その時点で、今おっしゃったように、3回のやりとりできっちりできたやつが、当日の午前1時、12時ですか。そんなもの、そんな時間に送ってもうても誰も担当者いないし、朝に来て、メールを開けてみて初めてわかるんでしょう、それ。そんなもので普通対応できないですよ。だから、これは常識的なものやから、こういうことはあかんよということをうちの全協かなんかの中でしっかりと決めておいて、話しして、みんなに浸透していくこと、そういう方法しかしようがない違うかな、そういうように思いますけれども。

○委員長（谷口重和） まとめますと、常識の範囲ということで。今回は、全協でももちろん全議員に説明して、全協で諮って、常識の範囲でおさめると。最低、電話確認ぐらいはしてもらおうと。それ以上は、決算委員会で委員長の進行に準ずると、そういうことでとりあえずは今、おさめておきたいと思いますが、どうですか。今西委員。

○委員（今西久美子） それで結構ですけれども、必ずしも最後まで全てすり合わせをしておかないといけないということではないということですね。そこは、ちょっと確認をしたいと思います。

○委員長（谷口重和） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私も、今西委員がすり合わせ云々言われたんで、必ずしもすり合わせできてないかんということは全然申ししておりません、通告制やからね。すり合わせは最終結果としてやっているだけやということも先ほど述べたように。だから、それはそれですり合わせを必ずきっちりしなさいとか、回数制限を設けなさいとか言うつもりはありませんし、そこは常識の範囲内でやるように。

そしたら、明日の全協で、議運の委員長がええのんか、議長がええのんか、ちょっとそこは相談してもうて、ちょっとそこらを申し合わせだけしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（谷口重和） それなら、それぐらいに留めたいと思います。それでよろしいで

すか。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

- 委員長(谷口重和) 次、9月28日、全員協議会での報告内容について、奥谷部長、説明をお願いします。奥谷部長。
- 総務部長(奥谷 明) 明日、ご予約をいただいております全員協議会でご報告させていただく案件といたしまして、今回、建設工事等請負契約の状況、1,000万円以上の契約案件でございますけれども、ご報告をさせていただきたいと考えております。以上でございます。
- 委員長(谷口重和) ただいま報告がありました件について、何かございましたら。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長(谷口重和) ないようですので、臨時議会について、説明をお願いします。副町長。
- 副町長(山下康之) では、一つお願い事項がございます、11月25日に教育長の任期が満了いたしますことから、臨時議会等でお世話になっていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいというように思います。

それと、もう一つあわせて、大変申し訳ございませんけれども、先ほど冒頭でご挨拶させていただきました高尾の件につきまして、先ほど説明させていただきましたけれども、全協の中で町長の挨拶の後に、もう少し詳しくご説明させていただけたらありがたいかなというように思っております。

それと、もう一つよろしいですか。

- 委員長(谷口重和) はい、どうぞ。
- 副町長(山下康之) もう一件、この12月議会で公平委員の浅田委員が12月に満了いたしますことから、また12月議会で人事案件としてお願いしたいと。この3つ、ちょっと私のほうからお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。
- 委員長(谷口重和) はい、わかりました。

ほかに何かありましたら、松本委員。

- 委員(松本健治) ちょっと、1点確認といえますか、しておきたいんですが、実はこの9月定例会の一般質問で、私の一般質問の時間の関係で、実はまだ私もちょっとしっくりしない部分があって確認しておきたいんですが、あのときに、11時20分ぐらい

に前の方が終わって、それから私はその前から1時間ぐらいはかかるよということを申し上げておったんですね。

そのときに、ああいうやりとりがあった中で、きちっと確認されたというよりも、会場の雰囲気や議長が判断されたように私は思っているんですが、実は、私もこの議会をできるだけ開けたものにするという意味で、いろんな住民の方にアナウンスをしている。議会だよりを出して、それである程度の時間を皆さん方にお知らせしている。特にテーマによっては、特に今回の場合は子どもさんに関するようなことであつたので、そういう保護者に対してアピールをしております、実は、その時点で既に傍聴にみえるということをお聞きしておりましたので、そういう予定どおりできればいいという気持ちがありました。ただ、議会のことですから、いろんな討議時間だとか、そのような事情もあるかもしれませんが、大きなアクシデントがなかったわけで、その場合はしょうがないかもしれませんが、あれぐらいの時間であるような判断になるのかどうか、そういうこれからも対応していくのか。

一方では、私は申し上げたように、やはり開かれた議会ということで、できるだけ傍聴の皆さんも大事にしたい、そういうことをやっていることをPRしていきたい、そんな思いで取り組んできています。

私の時間も、あと20分、30分で終わるという内容であれば、あの判断で僕は結構なんですけれども、昼のちょうど12時、言ったら20分ないし30分までかかるということは、そのときの内容で議長も事務局も把握していたはずなんです。そして、当局の対応も、そうなれば割り込んだ状態で休憩に入って、昼食の時間とかとっていただかなきゃならんということで、かえって私がやっていること自体、非常にそういう意味で支障を来すというケースも起こったんじゃないかなというふうに思っております、この辺について、これはもうこういくというんらしょうがないけれども、事前の、これは公式的なあれじゃないですけども、抽選のときにも昼一という話で、そういう方向で話ししてたわけですから、そういうPRをさせてもらったわけです。

ですから、今後、そういうことで止むを得んということであるんなら、そういうことは載せませんので、できたら本当は載せたいんですよ。やっぱり住民の皆さんに対して、こういう形でやっていく、私だけに限らずほかの皆さんも一緒やと思うんです。だから、そんなことはもう関係なしにいくやということであればしょうがないと思うんですが、ちょっと非常にそれは疑問に思って、時間が経過していたということですから、その点について、ちょっとご意見があればお聞かせいただきたい。特に、議長もそういう中で

当事者でありますから、お伺いしたいなと思います。

○委員長（谷口重和） では、委員さん皆さんの意見を聞きたいと思います。まず、谷口委員から。

○委員（谷口 整） そういう個別の松本委員の事情があるというのは理解はしますけれども、ただ、休憩の時間のとり方が、11時20分が早いのか遅いのかという辺りが問題やと私は思うんですね。やはり、11時半回って40分とかやったら、これはもう休憩してもいいですが、11時20分に休憩して、あと1時から再開するということになれば、ちょっとそれは休憩の時間早いという思いがあったんで、その辺の個別の事情は余り知らん中で、私がああとき、ちょっとおかしいん違うかということ声を上げたわけです。

といいますのは、松本委員の傍聴の方も、当然予定されている方もおられると思いますが、ああときも何人か傍聴の方があったわけですね。その一般の傍聴の方が見たときに、何や11時20分で休憩を入れるのかと。まだ12時まで40分あるの違うのと思われるわけです。それで、現に一人の傍聴の方も、ちょっとおかしいやんけと議長の判断について野次というんですか、意見があった中で、そこはやはり11時20分という時間を考えるべきだというふうに私は思ったんで、そういう発言をこの間させていただきました。

それは、最終は議長が判断することなんですが、ああときに、一旦議長は休憩を入れるような判断をされて、それで私がこういうような発言でそれで傍聴の方の声もあった中で、たしか松本委員が議長判断ということを言われて、またその判断を翻さったということで、余り見た目はいい結果やなかったですよ。

ましてや、傍聴の方が後日、言われていたんですが、松本委員の席で副議長と一緒に議長にサインを送り、それを受けて、議長がその決定をされた。それを見た傍聴の方が、何をそこでごちよごちよやっとなるねんということも言われていましたので、だから、やっぱりそのところが、これも先ほどの話やないですけども、どこに常識があるというのは個別に違うかもしれませんが、やはり常識の範囲内で昼の休憩を入れるべきだと。仮に12時半までなっても、それは次、1時半まで休憩とればいいことなんで、議会が前後するのは、これは当たり前なので、職員さん、管理職が12時から1時に休憩はとれへんかもしれませんが、1時間の休憩は確保すれば、そこは仕方がないことだし、ましてや抽選で5番なら、恐らく一般的に考えて昼から一番になるのは、これはそうだと思うんですが、やはり質問の進行度合いによって、予定よりも早く終わってしまうこと

もあるんで、必ずしも時間を自分の傍聴する人に伝えることは、これはやはり難しいと思うので、ちょっとそこは幅のある対応をするべきだと思いますし、それは時間で11時何分を超えて午前中は入らないというルールを作るのも、それは一つかもしれませんが、そこはこの間の議長の采配については、私も疑問が残るところでした。

○委員長（谷口重和） 次、今西委員、この件についてどう思われますか。

○委員（今西久美子） 私も、松本委員の個別の事情は、開かれた議会ということとか傍聴人の件とかについては理解をいたします。そういう意味で言えば、今までからずっと、自分の質問が大体何時ぐらいになるかというのは、予測はできたけれども必ずしもそうはなっていないんです。昼一やというふうに私も言っていたけれども、早く終わって午前中ということも今までもありました。

傍聴人の方にできるだけ来てもらおうということであれば、例えば、今、1日目は7人までというふうに決めているわけなので、例えば午前中は4人までとか、そういうふうに決めるかどうか、そのときの判断にもよるとは思いますけれども、3人かかってしまう場合もあるのでちょっと何とも言えませんけれども、ルール化が必要かなというふうに思ったりもしました。

それと、谷口委員もおっしゃいましたけれども、議場の中で議長と個別の議員の目くばせ的なやりとりというのは、ちょっとやっぱり控えるべきだなというふうに思います。以上です。

○委員長（谷口重和） 副委員長、何か意見があれば。

○副委員長（垣内秋弘） 何点かちょっと指摘するようなところがあると思うんですけれども、確かに松本委員から、前の日に、明日1時半から午後一で地元の傍聴へ来ていただける方については調整は図っているというようなニュアンスの内容を少し私は聞いておりました。ですから、普通考えたら、あの順番である質問内容でいくと大体、午前中で終わるのかな、うまくいくのかな、午後から松本委員さん、それから私という順番でいくのかなと思っていたんですが、ちょっと早くなって、11時20分でもう既にスタンバイできている状態になったと。

時間的にいきますと、11時20分で切るというのは、これは不自然です。やっぱり、そこからスタートしてやるべきだと、継続してやるべきだというふうには思っております、これは議長の判断であります。議長が、もう一つ問題なところは、一旦休憩しますと言って、そこで個別にどうですかと、何か松本委員とか副議長のほうを向いて、議長がそれでよろしいかとか何かそういうようなニュアンスの声かけをしたように思っ

います。それは、議長が個別に問い合わせをして、その判断によって左右されるというのは、これはあってはいけない。あくまでも議会ですから、議長の判断でやるべきやというふうに、個々の意見がそこでまかり通るといのはおかしいなというふうに思います。

私も、18年、たしか12月の議会だったと思うんです、今から12年ほど前ですか。私が3番目で質問したときに、森田木一さんが55分ほどやった。2番目の安本議員が28分から30分ちょっと近くやった。11時25分ごろから私はやり始めて、終わったんが12時半です。1時間ちょっと私やったんです。だから、そういうようなケースもあるんで、必ずしも、そこでじゃ自分がどれだけかかるのかなというのは、私も1時間かかるなんて思ってなかったんですけども、結果的にかかって、12時半に終わったんですが、しかし、その辺は延々とやりましたけれども、そこで休憩を中間でとるかどうかというのは、これは議長の判断で決まるといいますので、そこら辺はある程度、やはり議長の判断で決めるべきやというふうに思います。

○委員長（谷口重和） 最後に議長。

○議長（田中 修） ただいま、色々なご意見出ておりますけれども、あのとき、私は松本委員さんが昼からやりたいというようなことを聞いていましたので、時間的に見て、まだ40分もあるのに、ここでやめるのはどうかなというように思っておりました。まあまあ、あと40分、早いけれどもやめて、昼からやってもらう方法もあるんやなかろうかというようなことで一旦止めました。しかし、休憩を入れたわけですが、その中において、議場のほうから、うちの議員さん何名かが続けたほうがええの違うかというような意見が出てもいましたので、全体の雰囲気を見て、これはやはり一旦止めましたけれども続行したほうがいいのではないかという私の判断で、そのまま続行させてもらったというようなことでした。

結局、今、今西さんもおっしゃったように、昼からやるということは決めていたら、午前中は4人も出てやる、昼からはあと残りがやるというようなことをルール化してもらっていたら、ああいうことにはならんと思うねんけれども、本当に微妙な時間の中においては、やはり議長として判断するのに非常に難しいときも出てくるといいます。実際に11時40分回っておれば、みんなの理解も得られたんやと思うけれども、あの中ではなかなか理解得られないなと思いつつ一旦止めたわけで、全体の雰囲気を見て、やはりこれではいけないのではないかということで再開したような次第です。

今後、こういうことのないようにしていこうと思えば一定のルールを決めておくとか、

その辺はまた検討してもらったらどうでしょうか。以上です。

○委員長（谷口重和） 私、個人的に思いますのは、ルール化も必要やと。それは、今、決めるわけにはいきませんので、これからやっぱり詰めていきたいと。個人的に思うのは、やはり議会は、議事進行は議長がするもので、何がどうであれ議長の判断で、それが仮に時間が早くとも、議長が休憩すれば休憩と思います。別に11時になって、11時で休憩とはそれは極端なもので、それが11時20分であろうと11時40分であろうと、それは早い遅いはありますけれども、それはもう議長の判断に準ずると、私はそう考えます。

まだ何かございますか。松本委員。

○委員（松本健治） 色々議論いただいて良かったなと思うんですが、今、議長の発言の中で、私は前に、野球のルールで審判がややこしくもめたときに、審判がルールブックやと、私がルールブックやというような、ちょっと次元の違う話かもしれませんが、そんなことがあったと思います。それぐらい、やはり一つの責任を持った対応をしているという表現がそこにあらわれたんじゃないかと。

議長は、やっぱり少なくとも議会における、ある面においてはそういう調整役であり、そんなときのルールの有る、無いはそれでいいんですけども、そういう判断のときはやっぱりルールブックになっているはずなんですね。そういうような見解になるかもしれないなというふうに今、聞いて思ったんです。だから、そのときに一旦そういう宣言されたのに、会場の雰囲気見て、これ、忖度言うのか何か知りませんが、そういう雰囲気見て変わるような形で、それルールブックになるんですか。ちょっとその発言はおかしいなというふうに感じました。

しかし、一応そういう形で今回は終わったわけですけども、私は言いましたように、やはり議員になって以降、できるだけ住民の皆さんにわかりやすいように開けたあれにしようと思って毎月、こういう議会だよりも出して、その都度、その内容についての、できるだけ紙面限られていますから、全ては出せませんが、自分のやっている活動もそうだし、それから我々一緒にやっているメンバーの動きもそうだし、議会の動きについて思ったことは書いて理解をしてもらっていると。こういう状況があるわけです。

だから、一方、12時20分とか30分とか40分とか、そういうことも一つのルールかもしれんけれども、ああいうときに確認したら、ああいう抽選でそれぞれ皆さん方の中で何時やというので、これはやっぱり大きな確認なんですよ。と思うんです。だから、ああいうときもやっぱり住民の皆さん方の、できるだけ傍聴につなげていきたいと

いう思いがあるからああいう形。今、あのテーマで対象としている皆さん方、午前中、無理だったという人もいはるわけですよ。だから、今回はたまたま合ったんで、午後という、これはぴったりするなということになったわけですよ。だから、一日中対応できる人じゃなくて、やっぱりそういうような時間限定の人の中にはいらっしゃいますので、そういうのはたまたまマッチしたんで、私ちょっと非常に疑問に感じたのは、そういう経過があって言わせてもらったということもあります。

ただ、今の議長の発言の、そういう議会内の雰囲気判断しましたというのは、それはちょっと正式なあれからいくとおかしいんじゃないですかと思うんですけども、どうでしょうか。会場の雰囲気って。発言があつてならわかりますよ、きちっとした。そやけど、会場の雰囲気見て、そんなふうにしてそういうふうになりましたって、それはちょっとおかしいんじゃないですか。これ以上は結構ですけども、私は。

○委員長（谷口重和） 議長、何かありますか。議長。

○議長（田中 修） 松本委員、おっしゃるのもよくわかるんですけども、あのときの一旦、暫時休憩をかけて、その中において、やっぱりこれでは続けてもらわないかというような声が出てきていましたので、だから、急遽、あそこに行くということでやったんで、会場の雰囲気見てとか、いわゆるそれは雰囲気は雰囲気ですけども。その辺も皆、十分見ながら僕はやらせてもうたつもりです。以上です。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） 結論はなかなか今、出ませんので、とりあえずは私は議長判断でいきたいと思うんです、とりあえずは。それでよろしいですか。谷口委員。

○委員（谷口 整） 結論はそうなんですけれども、そこに至る今、プロセスの話なんですよね。そのところをきちっとしましょうということで、それは最終は議長が判断すべきなんで、このところは、色々それぞれ松本委員の言い分もようわかりますし。ただ、一般的な社会通念で11時20分が昼の休憩どうなんやという部分もあるんで、このところはもうちょっと、また別の場で議論するようにして、それなりに今後、うまくかみ合っていくようにしていくべきだと思うんですよ。

ただ、松本委員の言われている議長の判断がころころ変わったことが問題いうのもわからんこともないんで、だから先ほど言いましたように、最終は議長の判断。だから、そこに至るプロセスをきちっと議論して、ある程度、ルール化できるんやったらルール化したらいいし、ただこれも人の発言なんできちりと計ったように時間いかへんからね。4人言うてたって3人になる、5人いける時間もできる。だから、そこは非常に難



しいと思うんやけれども、まあまあ常識の範囲内でうまくいけるような結論を出していきたいなというふうに思います。

○委員長（谷口重和） とにかく、今の現時点では、議長判断で常識の範囲内でいくと、その程度で留めたいと思います。

それでよろしいですか。松本委員。

○委員（松本健治） ただ、しっかりと判断してほしい、それだけ申し上げておきます。

○委員長（谷口重和） わかりました。

ほかにございませんか。

（「ない」と呼ぶ者あり）

○委員長（谷口重和） なければ、これをもちまして議会運営委員会を閉会したいと思います。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時51分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長            谷   口   重   和